

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 山城千秋
副会長 宮城政剛



新型コロナウイルス感染症の軽症者等への健康管理を担う医師の派遣について（依頼）
平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

新型コロナ感染症の感染拡大に伴い、改めて沖縄県医師会経由で「医師募集」の案内がありましたのでご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

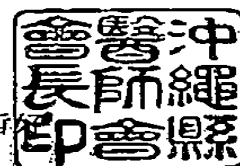
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：上地・上原 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖 医 発 第 734 号 F
令 和 2 年 8 月 21 日

那覇市医師会長 殿
浦添市医師会長 殿
南部地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 安里 哲



新型コロナウイルス感染症の軽症者等への健康管理を担う医師の派遣について（依頼）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、8月より実施しております標記の派遣につきましては、那覇市立病院のご協力の下、平日の殆どを輪番制にてご対応いただけることになりました。

しかしながら、本県の新型コロナウイルス感染症は増加の一途をたどっており、宿泊療養施設における健康管理は長期化されることが予測されますが、9月以降の土日の協力医師の応募が不足している状況です。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましてもご了知いただきますとともに、貴会会員並びに管下病院勤務医等に広く呼び掛けていただきたく、ご対応可能な医師の派遣にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、下記要領をご確認の上、別紙により本会宛 FAX（098-888-0089）または E-mail（gl@okinawa.med.or.jp）にて、直接お申込みいただくよう、ご周知いただけますと幸いに存じます。

記

1回でも「可」です。

1. 募集職種：医師
2. 募集期間：令和2年9月5日（土）～10月31日（土）
（当該期間内の土曜日もしくは日曜日の09:00か18:00）
3. 業務内容：宿泊施設でのミーティングへの出席（09:00と18:00の2回）
※ミーティングは30～60分間程度で終了する。看護師より健康状態についての報告を受け、必要時には解熱剤等の処方を行う。もしくは、医療機関受診の必要性を判断する。原則として、患者との直接の対面診療は実施せず、情報通信機器（iPad）等を用いた問診とする。
4. 手 当：県の規定により支給予定
5. 参考資料：宿泊施設における医師業務マニュアル ver.3

令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症の軽症者等への健康管理を担う医師の派遣について (回答)

| 氏名 | 対応可能日 |
|--------------------------|---|
| ふりがな 氏名 : 携帯電話番号 : | 月 日 曜日 <input type="checkbox"/> 日程は対策本部に一任 宿泊施設でのミーティングへの出席 <input type="checkbox"/> 9時 <input type="checkbox"/> 18時 |
| ふりがな 氏名 : 携帯電話番号 : | 月 日 曜日 <input type="checkbox"/> 日程は対策本部に一任 宿泊施設でのミーティングへの出席 <input type="checkbox"/> 9時 <input type="checkbox"/> 18時 |
| ふりがな 氏名 : 携帯電話番号 : | 月 日 曜日 <input type="checkbox"/> 日程は対策本部に一任 宿泊施設でのミーティングへの出席 <input type="checkbox"/> 9時 <input type="checkbox"/> 18時 |
| ふりがな 氏名 : 携帯電話番号 : | 月 日 曜日 <input type="checkbox"/> 日程は対策本部に一任 宿泊施設でのミーティングへの出席 <input type="checkbox"/> 9時 <input type="checkbox"/> 18時 |

医療機関名 _____ 連絡責任者 _____

Tel : _____ FAX : _____

宿泊施設における医師業務マニュアル ver.3

1 はじめに

このたびは、沖縄県が実施する新型コロナウイルス感染症対策へのご協力ありがとうございます。

入院が必要ではないと考えられる軽症者については、病床確保の必要性から、民間宿泊施設を借り上げて療養いただいています。また、患者の診療を行った際に濃厚接触者となった医療従事者のうち、希望する方について宿泊施設に滞在して健康状態の自己観察を実施していただいています。

宿泊施設には、看護師が常駐することで患者と濃厚接触者を見守っていますが、医師の皆様の協力により、1日2回の回診をお願いします。ただし、後述のように患者を直接診察することは想定しておりません。

電話もしくはビデオ機器を使用した診療の範囲で、看護師に見守りの方針について指示し、内服処方もしくは医療機関搬送の判断をお願いいたします。

2 服装

個人防護具を装着しての診療は想定していませんが、動きやすい服装をお願いします。必要であれば、グリーンゾーンにある客室をご用意しますので、そこで着替えていただいたり、シャワーを浴びたりすることも可能です。なお、マスク等の個人防護具は宿泊施設に準備しております。

3 内容

午前9時と午後6時のミーティングに参加してください。ミーティングに要する時間は、通常30分から1時間程度です。夜勤から日勤、日勤から夜勤へと看護師の引継ぎがありますので、そのなかで医療対応についての疑問に対するアドバイスをお願いします。

ただし、施設内の感染管理については、看護師の業務としております。不明な場合には、感染管理認定看護師への問い合わせを可能としていますので、そちらで解決することになります。よって、原則としては、医師が回答する必要はありません。

その他、不明なことがありましたら、沖縄県立中部病院の高山 080-5240-8979 または椎木 080-3371-0189 までお問い合わせください。

4 診察

必要な場合には、館内電話もしくはiPadによるオンラインでの問診が可能です。バイタル測定など必要な場合には、看護師に依頼することも可能です。直接の診察を行うことは想定していませんが、医師の判断で必要と考えられるときは、看護師の同行により行ってください。

5 治療

原則として、宿泊施設は居宅だと考えてください。よって、点滴等の医療行為は行っていません。ただし、一時的に酸素投与は可能です。継続して必要な場合には、医療機関への搬送をご検討ください。

解熱剤や安定剤などの処方については、紹介元の医療機関（宿泊療養前に受診または入院していた医療機関）に依頼して、処方箋を発行してもらってください。それを家族がとりにいくことが通例です。あるいは、先生ご自身の医療機関に戻っていただき、そこで往診の形式で処方箋を発行することも可能です。取りに行く家族がいない場合には、施設に常駐している全体統括（県職員）が調整いたします。

6 搬送

医療機関への搬送が必要と判断された場合には、時間帯により規定の方法があります。看護総括に指示してください。必要な場合には、ためらわずにご判断いただいで構いません。

7 自宅療養への移行

入所者が自宅療養を希望する場合には、巡回医師のみで判断せず、必ず地域保健課の判断を仰いでください。全体統括（県庁職員）が仲介します。ただし、原則として30歳未満の自宅療養は認めていません。また、保健所への連絡を確実に行っていただくことや、不在時の緊急連絡先を登録していただくなどの手続きがあります。

なお、本人が指導に従わずに退所しようとした場合には、これを阻止する権限はありません。連絡先を確実に聞き取ったうえで、退所させて構いません。連絡先が不明であったり、居室からいなくなった等の状況では、警察に捜索依頼を出すことになっています。

以上